

## めぐろ区報読者アンケートプレゼント企画実施要項

令和5年7月31日付け目企広第1026号決定

### (趣旨・目的)

第1条 この要項は、読者アンケートプレゼント企画を、めぐろ区報（以下、区報とする）に掲載することについて必要な事項を定めるものとする。本企画は、区報等への読者意見を収集するとともに、目黒区内企業の優良な物品等を紹介し、読者との接点をつくることで区内企業と読者の満足度の向上を図るものとする。

### (対象者)

第2条 プレゼント企画を申し込むことができる者は、目黒区内で事業を営む法人及び個人または目黒区内に本拠をおく団体とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、プレゼント企画を申し込むことができない。
- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続または更正手続中の者
  - (2) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準に基づく指名停止を受けている者
  - (3) 法令に違反し、または行政機関からの行政指導を受け、これらに従った改善がなされていない者
  - (4) 目黒区暴力団排除条例（平成24年3月目黒区条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団関係者

### (掲載基準)

第3条 プレゼント企画で紹介する店舗や商品・サービスは、区民生活に関連した公共性を有するものであり、かつ、区民の利便の向上に資するものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、プレゼントの内容等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、プレゼント企画を掲載することができない。
- (1) 区広報の公共性や信頼性を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの
  - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
  - (4) 政治活動や宗教活動をその目的とするもの
  - (5) 特定の個人の意見、宣伝等であるもの
  - (6) 人事募集に係るもの
  - (7) そのほか区報に掲載することが妥当でないと区長が認めるもの

### (掲載の位置等)

第4条 プレゼント企画の掲載の大きさは、概ね区報紙面の1/4ページ程度を

原則とする。ただし、具体的な掲載の位置、最終的な大きさと表現は、区が指定する。

- 2 プレゼント企画の掲載は、原則として各月1回とする。

(プレゼントの基準)

第5条 プレゼントは、区民の福祉の増進または利便性の向上に寄与するものであるものとする。

- 2 プレゼントは、原則として区内に主たる事業所を有する事業者が製造または販売するもの、区内にて行われるサービスとする。
- 3 プレゼントは、原則として有体物またはサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第6条 プレゼントは、原則として希望小売価格で総額5千円（税抜き）程度以上のものとする。

- 2 プレゼントは、原則として無償で引換ができるものとする。
- 3 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して3カ月以後に設けるものとする。

(プレゼント提供事業者の募集)

第7条 プレゼント提供者の募集は、区報、目黒区ウェブサイト等により公募するものとする。

- 2 プレゼント提供希望者は、この要項を熟覧の上これを遵守し、別途指定する目黒区電子申請フォームにて申請するものとする。
- 3 掲載決定の有無にかかわらず、申し込み後に辞退する場合は、「めぐろ区報プレゼント提供申込辞退書」（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第8条 区は、基準を満たして提出されたプレゼント提供希望の中から、区民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格、編集上の利点等を総合的に判断して掲載を決定する。

- 2 原則として掲載号の発行日から起算して12カ月以内に発行される区報には、同一の事業者を掲載しないものとする。
- 3 区は、掲載を決定した事業者（以下「掲載事業者」という。）に対して、「めぐろ区報プレゼント掲載決定通知書」（別記第2号様式）を交付する。

(原稿の作成)

第9条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータまたは撮影機会等を区が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 区は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
- 3 区は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼントの提供方法)

第10条 プレゼントは、原則として、区が作成する引換券により掲載事業者の

- 目黒区内の店頭において引換えるものとする。
- 2 当選者への引換券の発送は、区が行うものとする。
  - 3 引換券には、シリアルナンバーと引換期限を印字するものとする。
  - 4 掲載事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。
  - 5 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すこと、またはプレゼント以外の利益を与えることをしてはならないものとする。
  - 6 前各項の規定にかかわらず、プレゼントがチケットまたはこれに類するものである場合は、区は、掲載事業者から納品された当該プレゼントを発送することができる。

(プレゼントの応募資格)

第11条 本企画によるプレゼントに応募できる対象は、目黒区に住民登録があり、区税等の滞納がない者とする。

(掲載の取消し)

第12条 区は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) プрезентの提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該掲載事業者から、「めぐろ区報プレゼント提供申込辞退書」(別記第2号様式)の提出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと区長が判断するとき。

(情報提供と二次利用)

第13条 区は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報(個人情報を除く。)を提供する。

- 2 掲載事業者は、掲載号の区報のプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、区報の内容を改変等することはできない。

(損害賠償)

第14条 区は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、区、当選者または第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第15条 プrezentの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

- 2 掲載事業者は、区税等を完納していなければならない。

(実施報告)

第16条 掲載事業者は、引換期限満了後、速やかに別途指定する、「めぐろ区報プレゼント引換実施報告書」(別記第3号様式)を、受領した引換券とと

もに広報広聴課に提出するものとする。

(その他)

第17条 この要項に定めのない事項は、広報広聴課において定めるものとする。

(問い合わせ先)

目黒区役所企画経営部広報広聴課

電話：03-5722-9486

FAX：03-5722-8674

附 則

この要項は、令和5年8月10日から施行する。

附 則（令和6年8月13日目企広第6019号）

この要項は、令和6年8月13日から施行する。

附 則（令和7年4月1日目企広第7519号）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

年　月　日

めぐろ区報プレゼント提供申込辞退書

目黒区企画経営部広報広聴課長 あて

代表者

年　月　日付で申し込んだ標記プレゼント提供について、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由	
事業者名	
所在地・住所	
担当者名	
連絡先電話	
連絡先メール	
プレゼント名	
備考	

以　上

別記第2号様式（第8条関係）

目企広第　　号  
年　月　日  
様

目黒区企画経営部広報広聴課長

（公印省略）

**めぐろ区報プレゼント掲載決定通知書**

めぐろ区報プレゼント企画について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

プレゼント名・規格・個数	
掲載号※	めぐろ区報　　年　月　日号
引換店舗所在地	目黒区
引換店舗電話	
引換期限	

※掲載号は、社会情勢等により変更となる可能性があります。変更となる場合は、別途連絡いたします。

以　　上

別記第3号様式（第16条関係）

年　月　日

**めぐろ区報プレゼント引換実施報告書**

目黒区情企画経営部広報広聴課長 あて

代表者

めぐろ区報プレゼント企画令和 年 月 日号に掲載された標記プレゼントの引換え状況を報告します。

記

プレゼント名・規格・個数	
引換期限	
引換完了数	
本プレゼント企画による効果（誘客・購買行動等）、意見・感想など	

以 上